

通 報

大ト協第42号
令和5年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才 助

令和5年度 ドライブレコーダ機器等導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会ではドライブレコーダの普及促進を支援するため、**みだしの機器および追加で車内撮影用カメラ（赤外線カメラのみ）を導入する際の費用**の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間

令和5年4月3日（月） ～ 令和6年2月29日（木）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額

① ドライブレコーダ機器

1 機器あたり機器の本体購入価格の1/2、最大4万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

② 車内撮影用カメラ（追加導入した赤外線カメラのみ）

1 台あたりカメラの本体購入価格の1/2、最大1万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

※①と②両方導入した場合ならびに一体型機器（①+②）は、車両1台あたり最大5万円まで

3. 上限台数

1 事業者あたりの上限台数は、①と②ならびに一体型機器（①+②）の合計で車両15台とする。（年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。）

	ドライブレコーダ機器	車内撮影用カメラ	備考
車両1台あたり	1 機器まで (助成額上限 4 万円まで)	1 台まで (助成額上限 1 万円まで)	車内撮影用カメラは運転席が確認できるよう設置して下さい。但し、車内撮影用カメラを2台以上取り付けた場合は1台限りの助成とする。 車内撮影用カメラの仕様については、赤外線カメラのみとする。
	一体型機器 (ドライブレコーダ・車内撮影用カメラ)		
	1 機器まで (助成額上限 5 万円まで)		

※既存のドライブレコーダ機器に車内撮影用カメラを後付け装着した場合も助成対象となります。

4. 助成対象機器

①(公社)全日本トラック協会の定めるドライブレコーダ車載器

別紙 令和5年度助成対象機器一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します。)

②車内撮影用カメラについては、各メーカーのカタログおよび仕様書に記載のある追加導入した赤外線カメラのみとする。(複数カメラが標準装備のドライブレコーダ機器のカメラについては助成対象外とする。)

5. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両 (大阪・和泉・なにわ・堺) に取り付ける場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- **国の補助金が交付された(交付申請を行なう)機器については重複助成いたしません。**
- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。
- **令和5年4月1日以降、装着・支払いをした機器を助成対象とします。(新車の場合は登録日が令和5年4月1日以降のもの)**
- **車線逸脱警報・ふらつき運転警報等のASV機能を持ち合わせたドライブレコーダ機器について、先進安全自動車(ASV)導入助成との重複助成はいたしません。**

6. 必要書類

- ① 令和5年度 ドライブレコーダ機器等導入助成金交付申請書(兼 誓約書) (様式1)
※捨印があっても助成金申請額の訂正はできませんので、ご注意ください
- ② ドライブレコーダ機器等導入助成金申請内訳書 兼 機器等装着証明書 (様式2)
※一体型機器を申請される場合は、識別欄に○を記入してください。
- ③ 請求書の写し **(※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し、機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し)**

※必ず購入機器の型式・税抜き本体価格（工賃を除く）が明記されたもの。

※領収書と金額が必ず一致すること。（請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）

※機器のみの購入で、値引きの表記がされている場合、値引き後の本体価格が明確に確認できる必要があります。（例えば、値引きが本体にかかっておらず工賃からの値引きである場合は「工賃値引き」等の表記である必要があります）

④ 領収書の写し（振込明細書等でも可）またはリース契約書等の写し

・購入の場合は領収書の写し等

領収日が令和5年4月1日以降のもの。（手形の場合は手形決済日が令和6年3月末までのもの）※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい

・リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し

割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。

※通帳のコピーは不可

（ただし、インターネットバンキング等で口座名義が表示される場合は可）

※振込明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。

（助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可）

⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項の写し】

※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

⑥ 追加導入した車内撮影用カメラにつきましては、各メーカーのカタログ又は仕様書の写しを添付し赤外線カメラとわかるものを提出して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・自動車検査証記録事項のそれぞれの写しは申請する助成金ごとすべてに添付してください。

7. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4036

8. 注意事項

- 1 台でEMS機能とドライブレコーダ機能を備えている機種で、別紙の助成対象機種一覧表（運行管理連携型）で○印がついている機種については、EMS機器としても助成いたします。別途、EMS機器助成の申請を行なってください。（助成申請の受付を終了している場合もございますのでホームページをご確認ください）
- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会で受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。
- 助成を利用された機器を使用して実際に得られたヒヤリハット映像や事故の映像について提供を求める場合がございます。